

指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導運営規程

（事業目的）

第1条 医療法人しょう恵会木村内科が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 居宅療養管理指導等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 しょう恵会 木村内科
- 2 所在地 岡山県備前市伊部 1491

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 居宅療養管理指導等を行う従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

医師 1人（常勤1人）

（営業日及び営業時間）

第5条 居宅療養管理指導等を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時半から午後6時までとする。ただし、水・土曜日は12時までとする。

（事業の内容）

第6条 居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

(居宅療養管理指導等の種類)

第7条 提供する居宅療養管理指導等の種類は、医師によるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 1 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 居宅療養管理指導等の提供に要した交通費は、利用者から実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して、事前にサービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(苦情処理)

第9条 提供した居宅療養管理指導等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し、苦情内容の記録等の必要な措置を講じる。

(事故処理)

第10条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録等の必要な措置を講じる。また、利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 従業者は資質の向上のために、研修の機会を設ける。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人しょう恵会木村内科が定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1、虐待の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
- 2、虐待の防止のための指針を整備する。
- 3、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4、虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5、前項 1 号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して居宅介護支援事業所の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修を実施するものとする。

(令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務)

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し行う。また、研修会を実施し感染対策の資質向上に努める。

(令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務)

(附則) この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。